

## 市民文教常任委員会会議記録（概要）

令和5年7月5日（水）

開 会（午前10時0分）

### 【議 事】

#### ○特定事件「学校教育について」

##### ・いじめの重大事態認定について

中田学校教育  
部長

いじめの重大事態認定について、議員の皆様には御心配をいただいているところでございますが、新聞等で報道されている、市内中学校の事案について説明をさせていただきます。お伝えする事案については、令和2年度に発生したいじめの事案になります。

吉川学校教育  
担当参事

令和5年4月7日（金）に、市内中学校の卒業生で現在高校2年生の保護者より「息子が在学中に受けた出来事がいじめの重大事態だったのではないか。」との問い合わせが学校にありました。また、学校に対して、保護者は、いじめの重大事態として県や文科省へ報告することを求めており「当時、なぜいじめの重大事態として対応されなかったのか教えて欲しい」と要望しています。令和3年2月当時、学校は当該生徒からの暴力や暴言、物隠し等の訴えを受け、いじめを認知し対応にあたりました。そして、令和3年3月末に当該保護者と相手保護者による話し合いの場を設定しており、これを受けて学校は、保護者に一定の理解が得られたものと捉え、中学3年生進級後の欠席はいじめによる欠席とは捉えておらず、学校

は登校再開に向けた支援を第一に考えており、重大事態として認識がありませんでした。市教育委員会は当時の状況を把握するために、学校から提出された資料を再度確認いたしました。その結果、当該生徒の欠席日数が年度をまたいで令和3年4月9日に30日となっており、前年度の欠席の理由がいじめを主な要因としていたことをふまえると、本事案がいじめ防止対策推進法第28条第1項第2号「いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時」に該当すると判断し、事実の解明と再発防止を目的とする学校主体の調査を行うよう指示しているものになります。なお、当時の対応等につきましては、現在調査中のため、詳細について申し上げることはできないことを御理解ください。

休 憩 （午前10時5分）

（※休憩中に説明に対する確認を行うため協議会を実施。）

再 開 （午前10時48分）

植竹委員長

それでは、以上で本件についての審査を終結することに御異議ありませんか。

（委員了承）

植竹委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

**【議 事】**

○特定事件「学校教育について」

- ・所沢市における特別支援学級の充実について

**【概要説明】**

吉川学校教育  
担当参事

学校教育課ではこれまで、障害のある児童生徒が、将来の社会的自立に向け、児童生徒一人一人に合った教育課程や環境の下、学習や生活を通して、その力を最大限伸ばすことができるよう、特別支援学級の設置を進めてまいりました。設置に当たっては、就学相談の中で本人・保護者の教育的ニーズを把握し、使用可能な教室の状況、設置後の児童生徒数、教員や介助員の配置、通学距離を考慮した地域的なバランス等を総合的に検討し、設置校、設置学級を決定しています。令和5年4月現在、特別支援学級を設置している小中学校は、あわせて40校で85%となっており、埼玉県目標値80%を満たしています。障害種別で設置学級数と在籍児童生徒数を令和5年5月1日現在で申し上げますと、小学校は知的学級が27校194名、自閉・情緒学級が23校176名、病弱学級が1校、中学校は知的学級が13校93名、自閉・情緒学級が10校65名、病弱学級が1校です。また、特別支援学級の充実を図るため、小中学校の特別支援学級に心身障害児介助員を必要に応じて1名から4名配置しております。特別支援教育に関する知識や意欲のある心身障害児介助員を配置し、一人一人の教育的

ニーズに応じた指導の充実を図っております。児童生徒の通学については、未就学のお子様が通常学級として就学する場合の学校に特別支援学級があれば問題ないのですが、障害種も含め、特別支援学級がない学校であった場合には、特別支援学級への就学を希望するのであれば、特別支援学級のある学区として指定された学校に入学することとなります。また、すでに小中学校に在籍している児童生徒が、障害種も含めて特別支援学級がない学校で通常の学級から特別支援学級へ転籍を行う際は、特別支援学級のある学校へ転校することとなります。具体的には、A校の通常学級に通学している児童生徒が特別支援学級への転籍を希望したが、A校には特別支援学級が設置されていない場合、特別支援学級が設置されているB校への転校となります。特別支援学級の設置を進めるにあたっては、専門的知識や指導力を有する教員を配置する必要があります。そのため、校・園長会の場でそのことを校長に働きかけるとともに、特別支援学級等設置校連絡協議会や就学支援委員会等の研修を充実させ、特別支援学級を担当することのできる教職員の育成に努めているところでございます。

### 【質 疑】

神戸委員

所沢市の特別支援学級については、非常に充実していると思う。東側はほぼ全ての小学校に特別支援学級が設置されている。一方、西の北中学校、中央の西富小学校、荒幡小学校、泉小学校に設置されていないのはなぜか。学校のキャパシティの問題なのか、児童数の問題なのか、教員配

	置の問題なのか。
吉川学校教育 担当参事	学校によって状況は様々です。例えば泉小学校では、特別支援学級は設置しておりませんが、通級指導教室を設置しています。
中田学校教育 部長	並木小学校にも同様に通級指導教室はありますが、特別支援学級を設置するにはニーズと言いますか、そこに本当にお子さんが入るかどうかが大きな理由となります。
花岡委員	説明の中で「指定された学校に入学する」とのことだが、教育委員会側の裁量で決まるのか。
吉川学校教育 担当参事	教育委員会側で学区を指定していますので、指定された学校への進学となります。
花岡委員	例えば、通学路が長い場合は現実的に移動できないため、車での移動が発生してしまうなどが考えられるが、障害を持っているお子さんの障害の度合いを加味した配置としているのか。
吉川学校教育 担当参事	度合いではなく、まずは居住している場所、隣接する学区などで決定していきます。なお、状況によっては協議するなど、調整することもあります。

す。

花岡委員

協議をしてとのことだが、子供の送り迎えを保護者がやるケースはあるのか。

吉川学校教育  
担当参事

保護者の送迎もございます。

神戸委員

先ほどの説明で、保護者側のニーズによって学校に特別支援学級を設置していくとの話があったが、知的障害であったり、自閉・情緒障害など、もろもろの障害があるが、障害の発見については、就学時健診、学級担任の先生、保護者からの情報以外にあるのか。

中田学校教育  
部長

子供が自分で判断することは考えられませんので、保護者から学校への相談や、入学前であれば幼稚園、保育園からの情報もあります。就学支援委員会が市としてありますので、そこで諮ることになります。保護者やお子さんの意思もございますので、それも踏まえ決定していきます。また、就学支援委員会では、そのお子さんが特別支援学級に適しているのかどうか、また、適している場合はどの種別が対象となるのかは、委員会で判断しますが、最終的には保護者の意向というものが最も尊重されることとなります。

神戸委員	就学支援委員会の検討は、タイミングとしてはいつなのか。就学時健診前なのか後なのか。
吉川学校教育 担当参事	今月末から相談が始まっていますので、就学時健診前から始まっています。
大久保委員	小学校、中学校の知的障害、自閉・情緒障害について、1年生から6年生まで同じ学級なのか、低学年、高学年で分かれているのか、学校にもよると思うが、その辺について教えていただきたい。
吉川学校教育 担当参事	障害の種別によってクラスが分かれています。
大久保委員	例えば、小学校1年生の自閉・情緒障害の児童が特別支援学級に通っているときに、時として、例えば泉小学校の通級指導教室にも通うことがあるかと思うが、各学校で提供している自閉・情緒障害をカバーするカリキュラムにないものが通級指導教室にあるので、通学する学校を変えて勉強することもあるのか。
吉川学校教育	通級指導教室は、通常学級に通っている児童生徒が通うものであるた

担当参事

め、特別支援学級に通うお子さんが通うことはありません。

石原委員

小学校に進学する前の、幼稚園、保育園の段階で相談が来る場合、公立の保育園や私立の幼稚園などがあるが、公立の保育園は自閉・情緒障害に対してかなり先生がついてくれて手厚く対応していると感じる。私立においても障害者に対して手厚く対応し、小学校入学の時にスムーズに情報がいくようにしたりはしているのか。公立以外のところからもうまく情報が上がってくるような何か差が出ないようにことを実施したりしているのか。

吉川学校教育

こども相談センターなどからも情報を得ながら進めているところでご

担当参事

ざいます。

花岡委員

障害の種別でクラス分けしているとのことだが、知的障害、自閉・情緒障害、病弱でクラスを分けているのか。全ての学校についてこれが当てはまるのか。

吉川学校教育

クラス分けは知的障害、自閉・情緒障害学級に分けられています。病弱

担当参事

につきましては、先ほどご説明したとおり、防衛医大院内学級にあるもので今回のクラス分けの対象からは外れるものとなります。

知的障害、自閉・情緒障害学級が全ての学校にあるわけではございません

ん。自閉・情緒障害学級がない学校、知的障害学級がない学校は存在しません。

花岡委員

全ての学校で知的障害のある子供と自閉・情緒障害のある子供がいた場合は、2つにクラスを分けているということなのか。

吉川学校教育

そのように分けています。

担当参事

神戸委員

判別するときにウイスク検査とか使うと思うが、知的障害と自閉・情緒障害の両方のウイスク検査の数値が顕著なほうのクラスに行くのか。

吉川学校教育

検査は参考の一つとしますが、子供の状態であるとか、そういったものをきちんと把握しながら、そのお子さんにとってどこが学びの場として最適なのかを判断していきます。

担当参事

長岡委員

埼玉県目標値 80%を超えている状況であるが、今後も増やしていくのか、それともこのまま維持していくのか。

吉川学校教育

当市としては、ここ数年毎年2学級ずつ程度特別支援学級を増やしていきますので、今後もニーズに応じて増やしていくことも考えております。

担当参事

長岡委員

多少の障害が見受けられる様な場合においても、できる限り普通の学級に通ってほしいと保護者が希望したら、希望を酌んでもらえるのか。

吉川学校教育

こちらでも就学支援委員会で判断はしますが、最終的には保護者の意向

担当参事

を酌んだ形で決定していきます。

長岡委員

学校のほうから特別支援学級に促すことはないということによいか。

吉川学校教育

学校では判断しないため、促すことはありません。

担当参事

中田学校教育

促すというと積極的に進めるというふうに誤解されてしまうおそれ

部長

ありますが、一番はお子さんのことを考えての相談であれば、保護者の方とお話をすることもできると思います。もちろん、保護者の方から要望があれば、応えていくものでございます。先ほど、特別支援学級から通常学級へ変更するというのも、すぐに明日からということでもない話ですので、例えば、その様な御意向があれば、交流という形ですが、特別支援学級のお子さんが通常学級のお子さんと一緒に過ごす場の設定も考えられます。もちろん学習もありますので、通常学級が苦痛の場となってしまっていたら考えないといけません、一緒に体験できる場になることも考え

られるため、まずは保護者とお子さんが何を望まれているのかを丁寧にやり取りする必要があるかなと思っております。

長岡委員

そういうパターンもあるかと思うが、一番初めの未就学の時点で保育園の先生であったり、少し障害があるのではないかみたいなそういう声をいただいて、初期の未就学の段階でやっぱり保護者が普通学級に通わせたい話があったら、分かりましたと保護者の意向を酌んで普通学級に入っていたかという体制になっているのか。

中田学校教育  
部長

意向が尊重されるのは間違いありません。ただ、先ほど就学支援委員会のほうの就学相談について、保護者の方と「継続的に就学相談はさせていただくことでいかがでしょうか」とお伝えします。もちろん、きっぱり断られる方もいらっしゃいますし、今後も就学相談をお願いしますという方もいらっしゃいますので、その時々で学校が対応することが必要と考えています。

花岡委員

先ほどの質問の続きになるが、障害者の方を教育委員会が学区内で通う学校を決定するとの話だったが、その際に保護者の中には働いている方もいるかと思う。保護者との合意の上で決まっていくと思われるが、それについて、保護者からの声は何かあったりしたか。例えば、学校の送迎の関係で仕事を辞める必要が生じたケースなどの保護者からの声はあったり

しなかったのか。

吉川学校教育  
担当参事 今のところはそういった声は上がっていませんが、なるべく通いやすいところに特別支援学級を作ってほしいとの声はこれまではありました。

中田学校教育  
部長 保護者の就労の関係など、個々のことについては、相談に乗らせていただくこととなります。指定校というのは決めておかないと一部の学校に児童生徒が集まりすぎてしまうおそれがありますが、特別な事情がある場合は、通常の学級においても指定校変更という手続きがあるため、通学する学校を変更することも可能なケースもございますことから、状況によっては相談に乗っているケースもあるところでございます。

大久保委員 在籍人数について、ここ数年どう推移してどう分析しているのか伺いたい。

吉川学校教育  
担当参事 人数の推移につきましては、ここ数年、小学校、中学校ともに増えている状況でございます。これについては、保護者のニーズというか、なるべく子供にあった教育をとという視点でというニーズもありますので、そういった理由から、在籍している児童生徒数は増えているものと考えております。

大久保委員

通級指導教室の利用者の推移はどうか。

吉川学校教育

通級指導教室の資料は持ち合わせていませんが、通級指導教室の設置校

担当参事

については多くはなく、指導する人数も限られておりますので、もちろんニーズは高まっていることは把握していますが、状況によってはすぐには入れないという状況もあることは認識しております。

中田学校教育

通級指導教室の教員の定数についても、子供の人数によって決まってい

部長

きますので、それによって教員の枠が決定することから、必然的に通級指導教室として受け入れられる人数も決まっていきます。通級指導教室についてはずっと通い続けるものではございませんので、一定期間通級指導教室で学んで、その後、通常学級でチャレンジという期間も設けて、いずれは通級指導教室を退級する形になります。先ほど御説明したとおり、タイミング的に一時的に待っていただくこともありますが、入れ替えながら進めていくものとなります。ニーズは、特別支援学級と同様に増えてきていると感じているところでございます。

大久保委員

一時的に頑張る場所という理解だが、教員の定数を増やしたり、設置校を増やしたりということはないのか。

吉川学校教育

教員の定数は国で定められているため、要望としては現場では増やして

担当参事	ほしいですが、現状では児童生徒何名につき1人と決まっているため、それに従って配置しているものでございます。
大久保委員	設置校についても同じか
吉川学校教育 担当参事	設置校についても教員に限りがあるため、今のところは現状のままで す。
谷口委員	冒頭の通学の質問に対しての答弁で、保護者の送迎もという表現だったが、普通は保護者の方が送迎するということなのか、それとも他の制度があるのか、それとも独自で通えるということなのか。その辺の割合はどのようなになっているのか。
吉川学校教育 担当参事	割合は分かりませんが、お子さんの状況に応じて、保護者に送迎してもらっている方もいれば、通学班で一緒に通っている方やバスで通っている方もいます。
谷口委員	バス通学については1人でバスを使って登校していたのか。
吉川学校教育 担当参事	その時はたまたま3人が同じ地域から通っていたため、一緒にバスに乗り、学校の近くの停留所で下車して通っていたケースもあります。

谷口委員

保護者はいなくて子供たち3人だけで通っていたのか。

吉川学校教育  
担当参事

バス停までは保護者が一緒に通っていました。

植竹委員長

この際、委員として質疑したいので、副委員長と交代します。

谷口副委員長

それでは、委員長の職務を行います。

植竹委員

知的障害の学級に通っている児童生徒数については小学生が194名で、  
中学生が92名という説明だったが、100名以上減っている理由は何か。

吉川学校教育  
担当参事

中学校に入るにあたって、特別支援学校に進学するケースですとか、通  
常学級のほうに進学するケースもあるため減少しています。

植竹委員

主にどちらに進学するケースが多いのか。

吉川学校教育  
担当参事

データでの数値がないため、お答えできません。

植竹委員	通学している児童生徒数が増加傾向にあるとのことだが、今回示された数値は令和5年のものということか。
中田学校教育 部長	令和5年5月1日時点の数値です。
植竹委員	過去の児童数を伺いたい。
吉川学校教育 担当参事	平成29年の特別支援学級の小学校の在籍児童数を申し上げますと242名です、令和5年が370名で、中学校は平成29年は76名で、令和5年は158名です。
植竹委員	7年前の数値と比較するとこれだけ増えているが、その理由をどのように認識しているのか、
吉川学校教育 担当参事	適切な学びの場を求めているということが大きいと捉えています。保護者のニーズが高まっていて、以前であれば通常学級のほうに進学していた児童生徒の保護者の方々の中にも、支援があったほうがよいのではないかという意識があるためかと思います。
中田学校教育	支援学級はここ数年、毎年2校程度ずつ増やしています。つまり、過去

部長

に支援学級がなかった時には、保護者の中で特別支援学級に通わせたいと思っ  
ていても、設置されている学校が家から遠い等の理由から通常学級に  
通わせたというようなケースもあったのではないかと思います。それが、  
特別支援学級が設置されたことで、改めて学びの場として支援学級が我が  
子に合っているのではないかと考え、入りやすくなったと言えるのではな  
いかと思います。あわせて、特別支援学級の認知度が高まっているといっ  
た様々な要件が重なったことで増加傾向にあるのではないかと考えてい  
ます。

植竹委員

平成 29 年の段階では、令和 5 年と比較すると設置校が少なかったとい  
うことか。

吉川学校教育  
担当参事

1 年に 2 学級程度増やしておりますので、6 年前ですと現在と比較する  
と単純計算で 12 から 14 学級少ない状況です。

植竹委員

所沢市ではこれだけ設置校が増加しているが、所沢市が特別増えている  
ということなのか、県内と比較してどうか。

吉川学校教育  
担当参事

県のデータでも増えている状況です。中学校では市の設置状況と同等の  
増え方ですが、小学校は県のほうが多い状況です。所沢でも年に 2 学級ず  
つ増やしてきましたが、これから県のほうに近づけるようにしていきたい

と思います。

植竹委員

特別支援学級を設置するに当たって、国で定められている障害に対して所沢市で設置できていないものはあるか。

吉川学校教育  
担当参事

設置できていないものとしては、難聴・言語障害、肢体不自由です。

植竹委員

通級指導教室の説明で、難聴・言語障害の「きこえ・ことばの教室」とあり、並木小学校に4名、三ヶ島小学校に1名と担任が配置されているとあるが、それぞれの学校に「きこえ・ことばの教室」があるということか。

吉川学校教育  
担当参事

そのとおりです。それから、発達障害・情緒障害の部分では並木小学校と泉小学校にフローという学級が、中央中学校と山口中学校にP E A C Eという学級が配置されています。

谷口副委員長

それでは、委員長と交代します。

谷口委員

「きこえ・ことばの教室」について、並木小学校に4名の担当者がいるとのことだが、他と比較して多いように感じるが、こういった根拠で配置されているのか。

吉川学校教育 担当参事	児童数によって教員の定数が決まりますので、児童の数が多いため4名を配置しています。
谷口委員	並木小学校は在籍している児童数が多いということか。
吉川学校教育 担当参事	正確な人数はデータの用意がありませんが、教員の配置は児童13名以上の学級に対して1人となっています。
谷口委員	4名に対する児童が通級しているということか。
吉川学校教育 担当参事	そのとおりです。ただ、1日中通っているというわけではなく、1時間単位で入れ替わります。
谷口委員	児童が各曜日の1時間の中に、入れ替わりで並木小学校に通っているということか。
吉川学校教育 担当参事	そのとおりです。
神戸委員	難聴・言語障害の通級指導教室が並木小学校に、所沢市内全域から時間

に合わせて児童生徒が通っているということか。

吉川学校教育  
担当参事 そのとおりです。また、三ヶ島小学校にも担当者が1名いるので、そちらに通う児童生徒もいます。

大久保委員 通級指導教室に通う児童生徒はそれぞれの小中学校の通常学級に通いながら、1時間だけ設置校である並木小学校や三ヶ島小学校に授業を受けて帰ってくることになるが、いずれは通常学級に戻れるように一定期間トレーニングををすると思う。個人差はあると思うが、期間としてはどのくらい通級するのか。

吉川学校教育  
担当参事 フローやP E A C E といった発達障害・情緒障害の通級指導教室については1年で退級される児童生徒もいますし、難聴・言語障害教室に関しては3か月で退級する児童生徒もいます。

中田学校教育  
部長 難聴・言語障害教室に関しては改善が見込まれれば退級となりますので、数年通うという児童生徒もいます。

花岡委員 難聴・言語障害の通級指導教室は知的障害、自閉・情緒障害と比べて設置数が少ないと思うが、それは一定期間訓練を受ければ通常学級に戻るからなのか。それとも潜在的な需要は多いが、設置が困難な理由があるとい

うことか。

吉川学校教育  
担当参事 需要は多いですが、指導に当たるためには専門知識が必要になりますので、そういった教員の数が少ないため、現在の設置数となっています。

谷口委員 通級指導教室に行っている間はよいが、それ以外の時間の学ぶ環境はどうなっているのか。

中田学校教育  
部長 通級のために週に2時間程度通常の授業から抜けることにはなりますが、それ以外は通常どおり学校に来ています。場合によっては、本人の特性について、本人以外の児童生徒に説明することもあります。

谷口委員 通常の授業の理解度はどの程度だと認識しているのか。

吉川学校教育  
担当参事 通級のために抜けた授業については、きちんと担当教員が配慮しながら授業を進めていますので、場合によっては個別に支援を行うこともあります。

中田学校教育  
部長 児童生徒の特性によって違いはありますが、きこえが不十分ではない場合には席を前のほうにします。発音・発言についても丁寧に聞き取るようにします。場合によっては必要な機器を身に着けている児童生徒もいま

す。最終的には児童生徒とのやりとりとともに、保護者にも学習の理解度を確認したり、一斉授業ではなく個別に支援をしたりすることもあります。

石原委員

「きこえ・ことばの教室」について、以前は放課後に通級していたように思うが、今は日中に通常の授業を抜けることが多いのか。

中田学校教育  
部長

通級指導教室については、担当は1日数コマ朝から放課後まで割り振りを行います。個々の家庭環境にもよりますが、朝のほうが通級に付き添いやすいという家庭もあれば、午後に希望される家庭もあるので、日程については入級当初に担当教員と時間割を考慮しながら通級する時間を決定します。低学年の場合は通常の授業が遅い時間までではないので、放課後に通級する場合がありますので、個々のケースによって様々です。

### 【質疑終結】

植竹委員長

以上で、説明に対する質疑を終結いたします。ここで協議のため休憩します。

休 憩（午前11時42分）

（休憩中に今後の委員会審査について協議会を開催）

再 開（午前11時43分）

○今後の委員会審査について

植竹委員長

お諮りします。本日の審査を踏まえ、現地調査を行うため、特定事件「学校教育について」のうち「特別支援学級の充実について」委員会を開催したいと思います。これに御異議ありませんか。

(委員了承)

植竹委員長

御異議なしと認め、そのように決しました。なお、日時、場所等については、執行部と調整の必要があることから、委員長に一任願いたいと思います。以上をもって、本日の審査は終了いたします。

散 会 (午前11時45分)